

## あま市幼保連携型認定こども園設置運営事業に関する協定書（案）

あま市（以下「甲」という。）と、●●●●（以下「乙」という。）は、令和11年4月1日開園予定の（仮称）萱津こども園（以下「認定こども園」という。）の運営等について、下記のとおり「あま市幼保連携型認定こども園設置運営事業に関する協定書」を締結するものとする。

（遵守事項）

第1条 乙は、認定こども園の運営に当たって、別紙の「（仮称）萱津こども園整備・運営条件」の内容を遵守するものとする。

（遵守項目及び協議内容の履行の検証）

第2条 甲は、第1条の遵守事項及び協議内容の履行が確実になされているかどうかについて検証を行い、乙は、これに協力するものとする。

（効力の発生）

第3条 この協定書の効力は、締結の日から発生するものとする。

（信義誠実の原則）

第4条 乙は、この協定書の履行に際しては、信義誠実の原則に基づいて履行するものとする。

2 乙は、この協定書の項目を履行しないことにより甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金員を損害賠償として甲に支払わなければならない。

（疑義の決定）

第5条 この協定書に疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定書を証するため本書2通を作成し、それぞれに甲乙記名押印して各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 あま市七宝町沖之島深坪1番地  
愛知県あま市  
代表者 あま市長 八 島 堅 志

乙